

令和5年9月

お客様、お取引様 各位

株式会社エス・ティー・エム
代表取締役 高橋 秀和

記

令和5年8月31日昼頃、日本生命保険相互会社成田支社鹿島営業部の営業社員様が保険営業の為に来社しました。当社敷地内へ営業車を駐車後、事務所へ営業に来ました。社内は昼時間前後で煩雑な事務所状況でした。外出する社員の為に車両移動をした社員が車両をバックさせる途中で、日本生命保険相互会社様の営業車へ接触してしまいました。

当社は日本生命保険相互会社様の営業車の修理代金の支払及び当該接触車両の修理代金を支払う事となりました。

日本生命保険相互会社様の営業社員様が当社へ来なければ事故は発生しませんでした。営業車駐車位置も端に止めることなく中央付近に止めていた為、そのことが事故の原因になったと考えます。

この様な状況、日本生命保険相互会社成田支社鹿島営業部様は、ひとつの連絡もなく、神栖法律事務所の弁護士より一方的に過失は無いとの通知をFAXで送付する等その対応は残念に思います。

同様な事故を防止する為今後は、事前の駐車許可を得ない場合は無断駐車として駐車料金1万円のお支払いと即時車両移動をお願いする事と致します。

何卒、ご理解の程お願い申し上げます。

※ 当社への納品業者様及び工事関係者様は従来通りと致します。